

法制審議会の答申において、罪を犯した18歳・19歳の者は、民法上等で成年として位置付けられる一方、可塑性を有する存在であり、18歳未満の者とも20歳以上の者とも異なる取扱いをすべきであるとされたことを踏まえ、少年院における矯正教育の在り方について外部有識者を交え検討会を実施

【検討会結果概要】

現行法下での少年院における処遇を基本的に維持しつつ、以下の課題について検討すべき

○民法上等の成年であり、責任ある主体として積極的に社会参加すべき存在

○18歳・19歳を対象とした新たな教育プログラムを導入（非行の反省と責任の自覚の喚起を組み合わせた指導）

- 自己の非行の反省 ●成年であることの自覚と責任の喚起
- 社会参加に必要な知識の付与（主権者・消費者教育等）
- 在院者同士の主体的・実践的な活動（グループワーク、寮内活動等）

○出院後、幅広い進路選択を可能とする指導・支援
○職業指導種目の偏り・固定化

○学びの機会確保（出院後の進路選択の可能性）

- 高等学校卒業程度認定試験の受験 ●通信制高校への入学

○在院中から社会とのつながりを意識した活動
○自主的・自律的活動

○円滑な社会復帰を見据えた多様な活動

- 地域等と連携したボランティア活動等（地域の課題解決に関与）
- 出院後関わる支援者等との関係構築
- 入院早期から帰住先の確保や出院後の生活設計の調整

【対応】 検討結果を踏まえ、矯正教育の見直しや少年院での処遇への取り入れを検討する。

検討会

令和3年1月から同年3月にかけて、全5回実施

検討会参加者

外部構成員（敬称略、50音順）

- 伊藤 茂 樹（駒澤大学総合教育研究部教職課程部門教授）
- 工藤 啓（認定NPO法人育て上げネット代表理事）
- 中島 幸子（NPO法人レジリエンス代表）
- 中村 すえこ（セカンドチャンス!・映画「記憶」監督）
- 成瀬 剛（東京大学法学政治学研究科准教授）

法務省矯正局少年矯正課